（令和８年５月改訂版）

非常変災時の登下校について

【レベル５特別警報が発表されている場合】
★最大限の警戒を行い、ただちに命を守る行動をとってください。

１　登校前

○　午前７時現在、堺市にレベル５特別警報が発表されている場合は、臨時休業とします。

２　始業後

○　原則として、ただちに授業を中止し、学校でこどもを保護します。

【暴風警報が発表されている場合】

１　登校前

○　午前７時現在、堺市に暴風警報が発表されている場合は、臨時休業とします。

２　始業後

○　原則として、ただちに授業を中止し、学校でこどもを保護します。気象状況に応じて、下校する際に保護者等の迎えが必要な場合は、保護者等の迎えがあるまで学校でこどもを保護します。

【レベル３大雨警報・レベル４大雨危険警報が発表されている場合】

１　登校前

○　午前７時現在、堺市にレベル３大雨警報が発表され、かつ、JR 阪和線、南海高野線及び南海本線の３線が全て運休している（一部運休は除く）場合は、臨時休業とします。

○　午前７時現在、レベル４大雨危険警報が発表された場合は、臨時休業とします。

○　線状降水帯の発生が予想され、こどもたちに危険が及ぶ雨量と判断される場合については、上記の条件を満たしていなくても、臨時休業とすることがあります。その場合は、事前に学校よりお知らせいたします。

２　始業後

○　気象状況に応じて終業時刻を繰り上げ、帰宅させる場合があります。保護者等の帰宅が困難な場合は、保護者等の迎えがあるまで学校でこどもを保護します。

○　上記の警報が午前７時までに解除された場合でも、道路の冠水、河川の増水、橋梁の決壊、崖崩れなどで、登校が危険な場合があります。安全を確認したうえで、登校してください。

○　局地的な大雨など、危険が感じられるときは、決して無理に登校しないでください。

【熱中症特別警戒情報が発表されている場合】

○　前日の午後２時に発表される、翌日を対象とした熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）が大阪府に発表された場合は、臨時休業とします。その場合は、前日の午後２時以降に学校よりお知らせいたします。（通知日以前の発表事例はなし）

＜熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）とは＞

翌日の気象条件等の予想に基づき、「健康に重大な被害が生じるおそれがある」ことが予想される場合、１４時に都道府県単位で翌日の熱中症特別警戒情報が発表されます。

例：８月２７日午後２時に環境省から発表　　⇒　８月２８日は臨時休業

【雷が鳴っている場合】

１　登校前

○　雷が収まるまで自宅に待機してください。一般的には、最後の雷鳴から３０分以上経過すれば、雷雲は去ったと判断できます。

２　始業後

○　屋外での活動を中止し、雷が収まり、３０分以上経過するまでこどもを屋外に出さないようにします。

○　下校時に雷が鳴っている場合は、下校時間を遅らせるなどの措置をとります。

【大地震発生の場合】

１　登校前

○　堺市域（一部でも）に震度５弱以上の地震が発生した場合は、臨時休業とします。

○　震度４以下の地震であっても、危険が感じられるときは、決して無理に登校しないでください。

○　状況によっては、「始業時刻の変更」、「臨時休業」の措置をとることがあります。

２　始業後

○　こどもの安全を確保し、引き渡しが可能と判断できる場合は、速やかに保護者等に引き渡します。保護者等への引き渡しが困難な場合は、保護者等の迎えがあるまで、学校でこどもを保護します。（幼・小・支）

○　こどもの安全を確保し、教職員が校区内安全確認後、可能であれば帰宅させます。また、状況によっては保護者に連絡をします。（中・高）

【津波警報・大津波警報が発表されている場合】

○　各家庭で津波が発生したときにとるべき行動や、避難場所等をあらかじめ話し合っておいてください。

１　登校前

○　津波避難対象地域

・津波警報、大津波警報➡市から避難指示が出ますので、直ちに避難を開始してください。

○　津波注意地域

・津波警報　➡情報収集に努めてください。大津波警報に更新され、想定を上回る津波が発生する可能性も考えられるため、注意してください。

・大津波警報➡想定を上回る津波が発生した場合、市から避難指示が出ますので、直ちに避難を開始してください。

２　始業後

○　津波避難対象地域・津波注意地域の学校は、ただちに授業を打ち切り、こどもの安全を確保し、避難目標に向かって避難誘導（水平避難）します。

○　引き渡しが可能と判断できる場合は、速やかに保護者等に引き渡すようにします。保護者等への引き渡しが困難な場合は、保護者等の迎えがあるまで避難所（学校）でこどもを保護します。